

宣言草案

今や世界資本主義と共に急速度に没落の道を辿りつゝある我國資本主義は、澎湃として漲り來つた無産大衆解放の大潮流の前に、最後の必死の攻勢を開始した。三黨首長協によつてブルジョア獨占議會の解散を回避し、憲法聯盟によつて我國民の生活を最も重要なる豫算案を旬日の内に呑み込んだ第五十二議會は何を意味するか。それは我が帝國議會が豫算案審議權を擯棄して、最早その歴史的存在理由の無いことを自ら証明し、全被壓迫民衆に對する絕對專制的支配の確立を準備するものでなくてはならない。帝國議會は今や單に獨裁的金融寡頭政治の醜惡なる豚小屋にすぎなかつた。

工場に働く男女労働者諸君！

政府は組合運動を保護し助長せしめるといふ美名の下に徹頭徹尾組合運動を撲滅せんとする「労働組合法」を今議會に提出し、議會は厚顔無恥にも之を通過せんとしてゐる！働く力以外に何物をも持たぬ労働者にとつては、死の宣告にも等しい惡法ではないか！農民諸君！政府はさきに小作爭議調停法及び自作農制定維持法を制定して巧みに地主を擁護し、小作農民の團體的闘争を抑壓したる專制的政府は、今や小作法を制定して地主の横暴を合法化し小作人の生存權を奪はんとしてゐる。而も議會は黙々としてこれを通過せんとしてゐる。部落民諸君！「同胞階級」「融和促進」をモットーとする支配階級は水平運動を暴壓して、部落民を永遠に奴隸の境地に沈めやうとしてゐるではないか！封建的隷屬を覆滅せらるる婦人同胞よ！かゝる專制的支配と相通するブルジョア議會は、最早諸君の解放運動の味方ではない。諸君の解放はかゝるブルジョア代議士に信頼する所謂「婦人運動家」によつては達成せられないことを知るであらう。反動的勢力の巧みなる欺瞞は、今や人民のすべての層に及びつゝある。全被壓迫民衆の眞の味方は誰か！支配階級と協力して民衆を永久に隷屬の鎖に縛りつけんとする社會民衆黨、日本農民黨、更には又民衆の眞の敵と勇敢に闘争することを拒否する日本農民黨は、かゝる反動政策の哀れなる操人形にすぎない。絕對專制的支配階級の強要する屈從隷屬政治的、經濟的生活破綻から全被壓迫民衆を救ひ出し、人間の生活の權利獲得の爲に全民衆と共に戦ふのは、我が労働農民黨の使命とする所である。民衆の權利のために戦ふのは無産階級の政黨のみである。全民衆は労働農民黨に参加せよ！かゝるの諸君の日は近づくのだから岡山縣に於ても今や機熟し、今日こゝに労働農民岡山縣支部聯合會の創立を見るに至つた。創立大會に際し我等の主張を宣言する。

一九二七年三月二十六日

労働農民黨岡山縣支部聯合會 創立大會

労働農民黨岡山縣支部聯合會規約(草案)

- 第一章 名 稱
 - 第一條 本會は労働農民黨岡山縣支部聯合會と稱し事務所を岡山市内に置く
- 第二章 目 的
 - 第二條 本會は本會所屬各支部を統轄し、労働農民黨の綱領、宣言決議を貫徹するを以て目的とす
- 第三章 組 織
 - 第三條 本會は岡山縣下の労働農民黨所屬各支部を以て組織す
 - 第四章 機 關
 - 第四條 本會に左の機關を置く
 - 一、大會
 - 二、執行委員會
 - 三、常任執行委員會
 - 第五條 大會は本會最高の決議機關にして大會代議員、執行委員、書記長及び本部役員を以て構成す
 - 第六條 大會は毎年一回執行委員會之れを招集し、議長及副議長は大會に於て選舉す、但し所屬支部三分の二以上の要求ありたる時又は執行委員會の必要と認めたる場合は臨時大會を開催する事を得

- 第七條 大會代議員は所屬支部より選出するものとすその選出比率は執行委員會に於て決定するものとす
- 第八條 大會は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決する事を得ず
- 第九條 大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す可否同數なる時は議長之を決す
- 第十條 大會は執行委員一名、書記長一名、執行委員若干名を選出するものとす
 - 第二節 執行委員會
 - 第十一條 執行委員會は執行委員長、書記長及び執行委員を以て構成す
 - 第十二條 執行委員長、書記長、執行委員に關する場合は執行委員會に於て補闕する事を得
 - 第十三條 執行委員會は次期大會に至る迄の本會最高の執行機關にして大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議決行す
 - 第十四條 但し此の場合は次期大會に於て承認を得るを要す
 - 第十五條 執行委員會は必要に應じ組織宣傳、教育出版、調査、財政地方及中央對策の各部門を設くる事を得
 - 第十六條 各部門は執行委員會の統制を受く
 - 第十七條 各部長は執行委員一名、部員若干名を以て構成す
 - 第十八條 執行委員會は會計一名を選任す
 - 第十九條 第三節 常任執行委員會
 - 第二十條 常任執行委員會は、執行委員長、書記長、各部長を以て構成す
 - 第二十一條 常任執行委員會は執行委員會の決議を執行し、特に緊急を要する場合は執行委員會に代り審議決行す
 - 第二十二條 但し此の場合は次期執行委員會の承認を求むるものとす
 - 第二十二條 各部々員は常任執行委員會に於て任免す
 - 第二十三條 第五章 本部役員
 - 一、執行委員長一名
 - 一、書記長一名
 - 一、部長若干名
 - 一、會計一名
 - 第二十四條 執行委員長は本會を代表し本會の事務を統轄す
 - 第二十五條 書記長は執行委員長を輔佐し本會の事務を處理す
 - 第二十六條 各部長は當該部門の活動を統轄す
 - 第二十七條 會計は本會の會計事務を處理す
 - 第二十八條 常任執行委員會は必要に應じ書記若干名を置く事を得
 - 第二十九條 役員任期は一箇年とす
 - 第三十條 第六章 財 政
 - 第三十一條 本會の經費は處屬支部の負担とす
 - 第三十二條 但し執行委員會が必要と認めたる時は寄附金の募集をなすことを得此の場合は其氏名及金額等を大會に報告しその承認を経べきものとす
 - 第三十三條 本會經費の決算は大會の承認を経ることを要す
 - 第三十四條 本會經費の豫算は執行委員會に於て原案を作製し大會の協賛を経ることを要す
 - 第三十五條 本會の會計監査は執行委員會の責任とす
 - 第三十六條 本會の會計年度は毎年三月一日より翌年二月末日までとす
 - 第七章 調 則
 - 第三十七條 本會所屬支部にして黨本部規約第三十五條に抵觸するものと認めらるるものある時は大會又は執行委員會の決議を以て其の除名を黨本部に申請するものとす

政策草案

- 一、地方税制の根本的改革
- 一、奢侈に對する新税の制定
- 一、自轉車稅荷車稅馬車稅人力車稅の徹廢
- 一、穀物検査規則の改廢岡山縣警察犯處罰令改廢
- 一、工場法の完全なる適用漁業労働者並びに自由労働者の傷害保護法の獲得
- 一、農會費の地主による全額負担並びに農會の農民組合による管理權の獲得
- 一、公營無料托兒所診療所宿泊所の設置
- 一、市營小住宅の建設
- 一、公的集會に對する公共營造物の無料解放
- 一、借地借家料金並びに電燈料の徹底的値下げ斷行